

## 麦、大豆、そばの共済金の算出方法

### 概要

農業共済は、自然災害等による農業者の収穫量の減少に伴う収入減少を補填する制度であり、補償金額から農業者の当年産の収穫量に伴う収入を除いて共済金を支払っています。

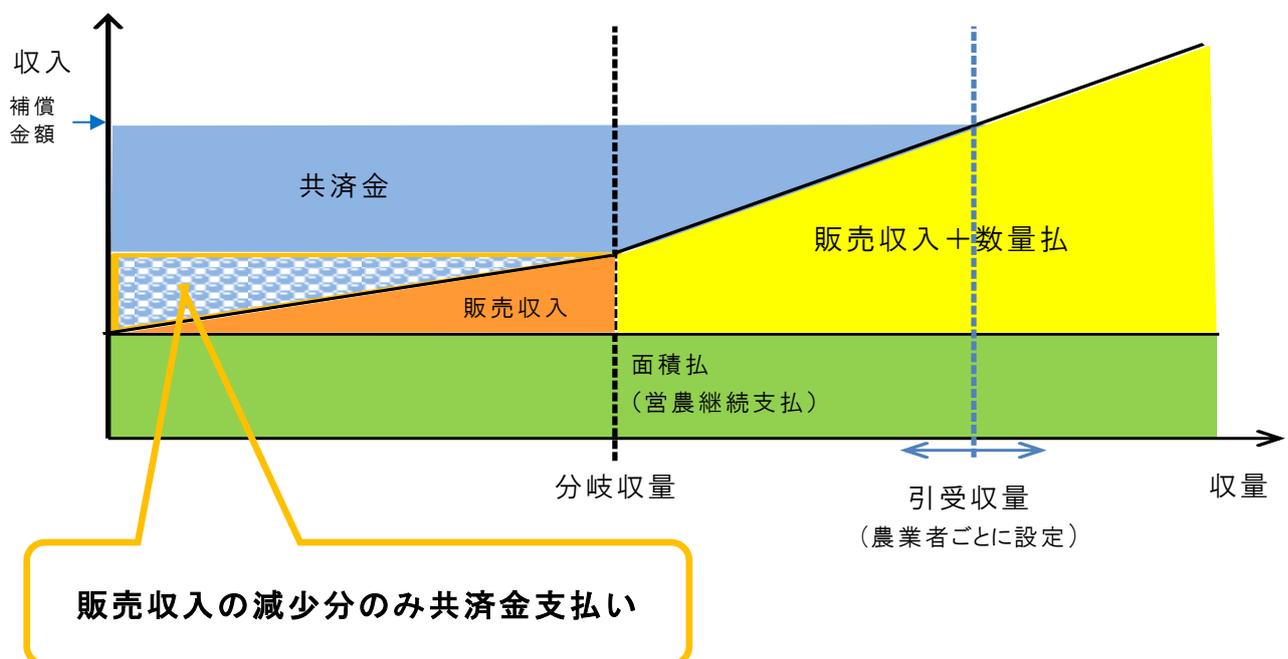
畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）は、当年産の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は、補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものとなります。このため、一定収量（※分岐収量）以下の収量の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなり、面積払（営農継続支払）の交付を申請する農業者の共済金が減額される場合があります。

※ 分岐収量とは、数量払と面積払（営農継続支払）の金額が一致する収量

### 共済金の算出方法

$$\text{共済金} = \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払（営農継続支払）})$$

### 補償イメージ

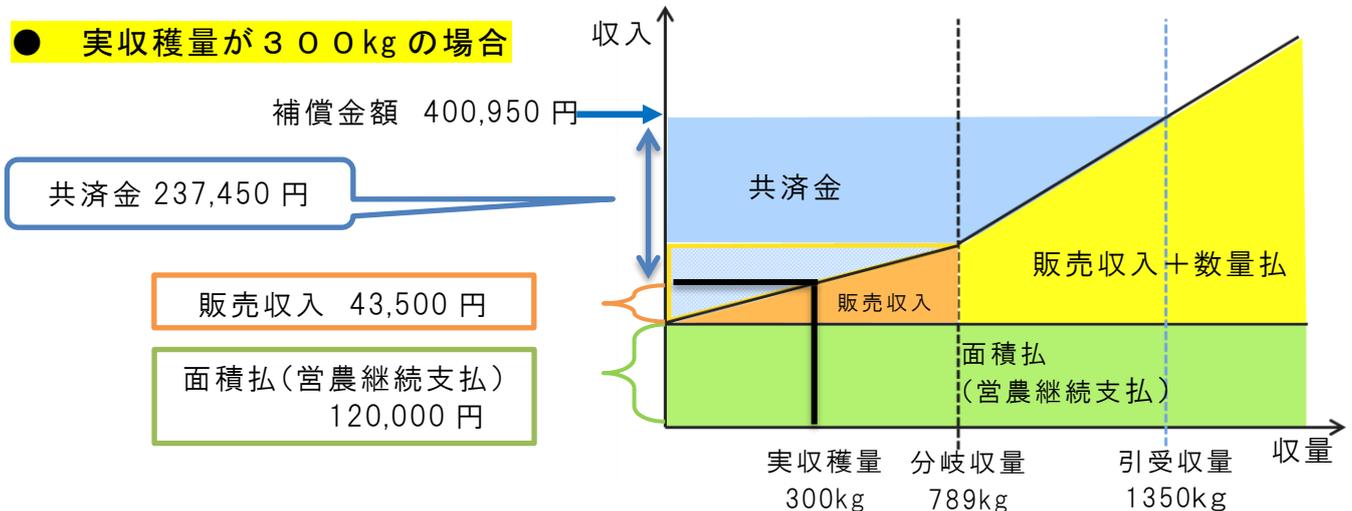


- 分岐収量以下の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなります。
- 引受収量が分岐収量以下の組合員は販売収入部分しか補償されないため、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無に関わらず、販売収入部分のみ加入となります。

## 面積払（営農継続支払）を交付申請する加入者の共済金支払い例 大豆共済（全相殺方式）

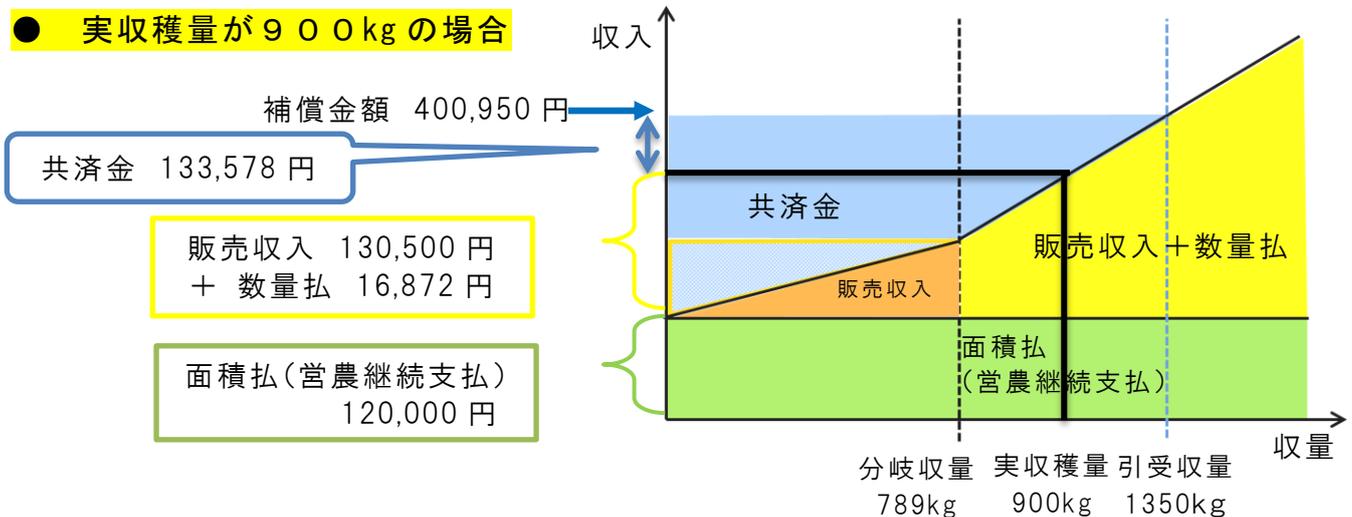
- 大豆の作付耕地 60a、1kg当たりの補償金額 297円（免税事業者の補償金額 第1位）で加入
- 耕地の基準収穫量 1,500kg（ $(250\text{kg}/10\text{a}) \times 60\text{a}$ ）
- 引受収量 1,350kg（9割補償）

### ● 実収穫量が 300kg の場合



$$\begin{aligned}
 \text{共済金} &= \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払(営農継続支払)}) \\
 &= 400,950\text{円} - ((300\text{kg} \times \text{※1}145\text{円}) + \text{※2}0\text{円} + (20,000\text{円}/10\text{a}) \times 60\text{a}) \\
 &= 400,950\text{円} - (43,500\text{円} + 0\text{円} + 120,000\text{円}) \\
 &= 237,450\text{円}
 \end{aligned}$$

### ● 実収穫量が 900kg の場合



$$\begin{aligned}
 \text{共済金} &= \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払(営農継続支払)}) \\
 &= 400,950\text{円} - ((900\text{kg} \times \text{※1}145\text{円}) + (\text{※3}111\text{kg} \times \text{※4}152\text{円}) + (20,000\text{円}/10\text{a}) \times 60\text{a}) \\
 &= 400,950\text{円} - (130,500\text{円} + 16,872\text{円} + 120,000\text{円}) \\
 &= 133,578\text{円}
 \end{aligned}$$

※1 7年産大豆の販売収入相当の1kg当たり補償金額

※2 数量払が面積払（営農継続支払）の交付金額を超えないため交付されない。

※3 分岐収量（上記支払い例の場合： $120,000\text{円}/152\text{円} \div 789\text{kg}$ ）を超える収量

※4 7年産大豆の数量払相当に係る1kg当たり補償金額

○実際の計算は収量建てで行うため、支払共済金が僅かに異なる場合があります。